

「業務用冷凍空調機器の整備・廃棄時におけるフロン類回収について」のヒアリング回答書  
[平成 17 年 10 月 20 日 / 社団法人全国解体工事業団体連合会]

当連合会の概要
<p>形態：各都道府県において解体工事を主として営業する業者が組織する団体（社団法人・協同組合・任意団体）の連合会</p> <p>設立：平成 5 年 9 月 28 日（社団法人許可） 所管：国土交通省総合政策局建設振興課</p> <p>正会員数：38 団体（傘下企業：約 1650 社、専業者：約 6 %）</p> <p>組織率：正確な組織率は算出不能（母数が不定）</p> <p>（理由：建設業法上の建築工事業（約 21 万社）・土木工事業（約 17 万社）・とび・土工工事業（約 17 万社）の許可営業、その他建設リサイクル法の登録業者（約 8 千社）が解体工事を営業しているが、殆どが兼業者（副業）であり、専業者は大都市圏を中心に約 1 千～2 千社程度と推測される。）</p>
（１）業務用冷凍空調機器の（整備・）廃棄時におけるフロン回収に係る実態
<p>以下は、当連合会傘下企業からの抽出ヒアリング結果である。</p> <p>業務用冷凍空調機器本体は殆ど、躯体の解体前に金属スクラップとして回収している。</p> <p>その際、フロンを回収している解体工事施工者は 50%程度と思われる。</p> <p>小規模業者、小規模工事、民間工事、地方部ほど回収率は低いようである。</p> <p>下請施工の場合、フロン回収の指示（契約）がない場合がかなりある。</p> <p>元請業者が直接回収業者と契約する例もある。</p> <p>法律の不知、回収意識の低い発注者及び元請業者も少なくない。</p> <p>解体業界はアングラな業界であり実態が把握し難い。</p> <p>当連合会傘下企業からだけのヒアリングでは実態が把握し難い。</p>
（２）業務用冷凍空調機器の整備・廃棄時におけるフロン類の排出抑制に係る取組及び課題
<p>以下は、当連合会のこれまでの取組である。</p> <p>会報誌を発行して啓発</p> <p>「解体工事施工技術講習」（年 1 回・受講者約千人）を開催して啓発</p> <p>「解体工事施工技士」資格試験を実施して啓発</p> <p>環境省等のアンケート調査に協力</p>
（３）現行フロン回収破壊法に係る問題点
<p>以下は、国民・建設（解体）業者についての一般的な問題点である。</p> <p>法律に対する認識が不足している。</p> <p>フロンに対する危機感、切迫感が欠如している。</p> <p>廃棄物処理に対する費用負担の自覚が不足している。</p> <p>以下は、制度あるいは運用等の問題点である。</p> <p>届出義務がない。</p> <p>処理結果の報告義務がない。</p> <p>追跡システムがない。</p> <p>違反摘発が殆どない。</p> <p>フロン等が無色無臭であるため放散しても認識が困難である。</p> <p>買取制度等の回収促進のための仕組みが必要である。</p>
（４）今後のフロン類排出抑制に係る取組
（２）の取組を継続・強化することを予定している。
（５）その他
<p>解体工事現場の労働災害・公衆災害の増加、解体廃棄物の不適正処理、石綿・フロン等の不適正処理、あるいは資源循環型社会の構築等、これらの問題の殆どが解体工事に関係している。いわば解体業界は今日の社会・環境問題の中心に位置している。ただし、解体工事業を独立した環境工事業として理解せず放置する国民・行政にも問題の一端がある。安全と水、廃棄物と解体工事はタダだという認識を改めることが是非必要である。動脈産業は何もしなければ零、静脈産業は何もしなければ負が増大するのは明白である。</p>